

## 墓地の改葬許可の手順について

1. 改葬許可申請書に記入、押印する。
2. 現在納骨している墓地の管理者に埋蔵の証明をしてもらう。  
(改葬許可申請書の下部分です。)
3. 移転先の霊苑等で受入(使用許可)証明書をもらう。
4. 埋葬者全員について、死亡記載のある戸籍謄本を集める。  
(死亡時の本籍地が牟岐町の方の場合は不要です。)
5. 役場住民福祉課戸籍係に改葬許可を申請し、改葬許可証の交付を受ける。  
(戸籍を確認し許可証を作成するので、少し時間がかかります。)  
(手数料は無料です。)
6. 納骨する際に、改葬許可証を移転先の墓地・納骨堂の管理者に提出する。

### ◎ 郵送で手続きをされる場合は、

- ① 改葬許可申請書
- ② 埋葬者全員分の死亡記載のある戸籍謄本  
(死亡時の本籍が牟岐町ではない方の場合)
- ③ 移転先の受入証明
- ④ 免許証等のコピー
- ⑤ 返信用封筒
- ⑥ 切手 84円

を郵送してください。

※ 改葬許可書については、現住所へ送付します(免許証等で確認させていただきます。)ので、よろしく願いいたします。

お問合せ先

775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

牟岐町役場 住民福祉課 戸籍係

TEL 0884-72-3415